

令和5年度第23回都市経営会議 令和6年（2024年）1月22日（月）開催

1 宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定に関する議案の提出について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 施行期日が3月1日となっているが、12月議会には間に合わなかったのか。
⇒ 改正法（戸籍法の一部を改正する法律）の施行期日は公布日から起算して5年以内の政令委任となっており、11月29日交付の政令（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）で施行期日が3月1日に、12月6日交付の政令で手数料の額が決定したため、12月議会には間に合わなかった。
- ・ 当面は、窓口サービス課での受付に限定するとあるが、今後、サービスセンター・ステーションでの対応が必要となった場合に、システム改修は必要か。
⇒ システムの準備は整っており、新たな改修は必要ない。

2 宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

3 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

4 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 議員報酬はどのような取扱いとなるのか。
⇒ 市特別職報酬等審議会から、議員報酬は市長と同じく2.3%増という答申をいただき、議会事務局に情報提供は行っているが、その内容をどう取り扱うかは議会にて判断されるものと考えている。
- ・ 代表監査委員の報酬改定にあたり、1.8%増の改定率を用いていないのはなぜか。
⇒ 代表監査委員は非常勤であるため月額（現行額は282,200円）の12か月分（年収にして3,386,400円）が報酬として支給されるが、これは、一般職の再任用職員で週

4日勤務の場合と同程度の年収である。しかし、代表監査委員の職責や勤務実態から考えると、他市と比較してやや金額が低いのではないかという指摘を議会からもいただいていた。そこで、本市としてどの程度の金額が適当かを報酬等審議会の所管外ではあるが、同審議会委員の意見もいただきながら検討した。金額根拠としては、例えば部長級職員が役職定年を迎えて給料が7割程度となった時、週5日勤務の場合の年収は650万円程度となる。監査委員事務局に代表監査委員の勤務実態を確認すると、週4日程度の勤務と聞いたため、650万円を5分の4して12か月で割った額、すなわち月額433,400円を改定案とした。過去に、部長級職員が退職後、代表監査委員になるケースもあったため、その辺りのバランスも考慮した上で金額を設定している。

5 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 制度変更に伴う職員向け説明会は予定しているか。
⇒ 予定しており、日程は2月中旬頃にお示しできればと考えている。
- ・ 室長級について、令和6年度から担当次長とその他次長とで職責に大分差が出るようだが、現行、部長級がそうであるように、職責に応じた管理職手当となるよう検討しているか。
⇒ 次長級の管理職手当は条例事項ではなく、規則事項となる。当然予算が伴うため、仮に令和6年4月から取扱いを変更するのであれば、当初予算に盛り込む必要があるが、担当次長とその他次長とで職責等にどの程度差が出るか、また金額にしてどのくらいかが明確になっていないため、令和6年度は現行どおりとしている。将来の検討課題であるとは認識している。

6 宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 概要資料中「加齢による諸事情への対応」とは、具体的にどのようなことをイメージすれば良いか。
⇒ この表現は国の資料から引用しており、国から具体例が示されているわけではないが、例えば体力的にしんどさがある、リハビリ中である、加齢により両親の介護が必要である場合などが想定される。介護休暇もあるが、一定の制限があるため、そうしたケースにも活用いただけるものと考えている。
- ・ 休業期間に上限はあるか。
⇒ 60歳定年の時に、概ね定年の5年前（55歳）から高齢者部分休業を取得できるよ

うにというのが国の元々の制度設計であったが、今後は65歳が定年となるため、55歳からの最長10年の間に取得できることとなる。最長10年という期間が適切かどうかは状況を見ながら判断していく必要があると思うが、他の自治体も国の元々の制度設計どおり55歳からスタートしている状況である。

- ・ 休業の申請期限は、休業しようとする期間の初日の1か月前までとあるが、休業が長期に渡る場合等には現場での対応が難しいケースもあるように思う。1か月というのは適切なのか。
- ⇒ 他の休業制度も基本的に1か月前としているため、それに合わせている。公務の運営に支障があると判断される時は、休業期間や時間などを申請職員と所属長とで相談いただきたいと思う。
- ・ 休業が取得できない場合として「公務の運営に支障があると任命権者が認める場合」とあるが、判断基準は設けているか。
- ⇒ 想定はあるが、具体的な基準を設けてしまうと、はじめから制限をかけているように見えるため、要綱に基準を明記することは現時点で考えていない。例えば、クリーンセンターのごみ収集の仕事や学校給食を作る仕事に従事する人が、毎日、午前中に休業しようとした場合、確かに取得可能時間にあたる週の半分以内ではあるが、そもそも仕事が回らなくなる。全く認めないというわけではないが、先の例のように、一定の時間帯に一定のニーズがある仕事については、所属長が一部制限をかけることを判断されるものと考えている。
- ・ 県や他の市町で同様の取組を行っているところはあるか。
- ⇒ 兵庫県に加え、阪神間では尼崎市、三田市、伊丹市が導入済である。伊丹市はこの12月議会で導入された。職員労働組合からも、高齢期の働き方について意見をいただいているところであり、こうした制度を導入することで、健康等にも留意しながら現場で長く勤務いただき、市民サービスをはじめとする行政運営に協力いただければと思う。
- ・ 条例案の第3条に高齢者部分休業取得中の給与について記載されているが、他自治体の事例を見ると、その次の条文で退職手当への影響を明記しているところもある。本市での検討状況はどうか。
- ⇒ 高齢者部分休業を取得されると、場合によっては退職手当が少し減額となる場合がある。なお、本市は職員の退職手当支給の規定自体を持っておらず、退職手当の計算や減額などについては全て退職手当組合条例に基づき処理する。高齢者部分休業を取得された場合の減額についても同様である。

7 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

8 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

9 権利の放棄について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

10 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

11 宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】

・ 福祉型と医療型とで福祉サービスの報酬単価が分かれていたように思うが、今回の法改正で何らか予算上の影響はあるか。

⇒ どのような職員を配置するのかなど国から詳細は知らされていないが、職員等を増員しなければならないという情報は現時点で掴んでいないため、特段影響はないものと考えている。

⇒ 今回の改正は報酬に直接影響するものではなく、いわゆる通常の報酬にかかる運営事業も実施しながら、地域へのアウトリーチや、研修等を通じて市内事業者及び内部職員の質的向上を図るなどにより、センター機能の強化に繋げる趣旨のものである。それに伴い、国は、令和6年度から機能強化のための交付金を担保する予定である。

・ 既存事業に加えて、新しく機能強化を図るための事業を実施する場合に交付金を受けられるという意味か。

⇒ そうである。保育所等への訪問の強化など、センター機能の強化を図るための事業を新たに実施する場合は交付金を受けられるという通知が国からあった。

・ つまり既存事業のみ実施するのであれば、歳入は変わらないということが良いか。

⇒ そうである。

・ 今回の法改正により、センターが地域における障害（がい）児支援の中核的役割を担うことの明確化とあるが、これまでのセンター業務と特に変わりはないのか。

⇒ 中核的な役割を担うというところで、質的向上を図るための地域の事業所向けの研修の実施などを令和6年度から考えていかなければならない。

- ・ 体制や予算は現行の中で対応するのか。

⇒ 現行の中で対応したいと考えている。

- ・ 機能強化については交付金等が受けられるということだが、事業を実施するか否かは市で選択できるのか。それとも法改正で福祉型・医療型が一元化され、かつ中核を成していくという役割が明確化する中で、必須事業として実施が必要なものがあるのか。

⇒ 今回の法改正では福祉型・医療型を一元化することと、地域における障害児支援の中核的な役割を担うという2つの大きなポイントがあるが、後者については交付金措置が予定されている。こちらは必ず実施しなければならないわけではないが、今後の方向性としては、中核的な役割を担うためにスーパーバイザーやコンサルテーション的な役割を持つための研修なども検討していかなければならない。

12 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

13 公の施設（宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園）の指定管理者の指定について

【提 案】 産業文化部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 次の指定期間が始まる1年以上前に、次期指定管理者を選定しようとする理由は何か。

⇒ 準備期間を確保するためである。大型の企画展示をする場合には、計画や準備に時間を要するほか、前の指定管理者が企画した事業が次の指定管理者の収益に影響を与えないよう、約1年前に次の管理者を選定しようとするものである。

- ・ 令和7年度に向けた準備にあたり、必要となる経費は指定管理者側が負担すると聞いている。文化財団には現状、アートに対して専門的な対応ができる人がいないこともあり、人件費ないしは委託費などで相応の経費がかかると思うが、そこは指定管理者側の負担で良いのか。

⇒ 一部人材については現指定管理者から引き継ぐ形で雇用すると聞いている。5年という次期指定期間の中で、どのような雇用形態とするのかなど詳細は今後詰めていく必要があるが、文化財団ともよく話し合いながらスムーズな移行に努めたい。

- ・ 年度後半になると、センターの予約受付や令和7年4月1日以降のイベントの周知等さまざま実施されると思うが、問い合わせ先の周知などについて、どのように考えているか。
- ⇒ センターの予約は利用希望日の約1年前から可能である。令和7年4月利用分の受付は令和6年4月に始まるため、利用者にご迷惑がかからないようスムーズな移行に努める。また、利用相談についても、その場に次の管理者がいない状況も考えられるため、工夫していきたいと考えている。
- ・ 事前に令和7年度以降の準備をしなければならない中で、新たな管理者には予算がないなか頑張っていたかなければならない。スムーズな事業運営に繋がるよう、新旧管理者としっかり調整してほしい。
- ・ 答申の末尾「選定に当たって」の項目で、「巡回展について固執することなく」や「文化芸術センターでの事業実施が手薄にならないように」、「人手不足が深刻化していることを踏まえて、人件費については考慮すること」などの意見が付された経緯を教えてほしい。
- ⇒ 文化財団は地域での活動を重視し、公民館など公共施設を使った巡回展示の提案を行ったが、そのために、センター2階でのメインの展示等が疎かにならないよう意見が付された次第である。人件費に関しては、学芸員など専門的な人材が不足し取り合いになる中で、資金計画において、人件費が横ばいなのはいかがなものかと指摘を受けたものである。
- ・ 「人件費については考慮すること」とあるが、専門性のある職員を育成する、あるいは他所から雇用するには当然、準備段階から経費が必要となる。市からは指定管理料のみを支払い、施設そのものはそれほど収益が上がっていない中で、次期管理者任せで本当にできるのか。過去、この施設のために市で専門家を雇用したが、その方にはどのようなところで活躍いただいているか。
- ⇒ 前は準備委託ということで一定の猶予をいただいたが、今回はあくまで4月1日以降の指定管理業務の準備ということで財団も認識しており、現指定管理者のノウハウも引き継ぎながら検討を進めている。報酬等については指定管理が始まるまでは一定立て替えということも出てくるかもしれないが、いずれにしても4月1日以降の業務に関しては指定管理料の中で見ていただくのが原則となっているため、別途資金を用意することは考えていない。
- 市所属の学芸員については、指定管理者との協議の際に中心的な役割を果たしており、専門的な知識を生かしながら十分に頑張っていた。
- ・ 文化施設と公園という2つの施設の指定管理者を指定するにあたり、都市公園条例には「庭園の管理を行わせるに最適な法人」を選ぶとあるが、文化財団が庭園の管理を行うのに最適な法人だと言葉だけではイメージできない。そのため選定理由の中に文化財団が庭園の管理者としてもふさわしい理由を補記するべきではないか。
- ⇒ 文化財団の協力会社には、市が出資する山本の園芸会社も入っており、そうしたと

ころがもう少し分かるよう説明を工夫したい。

- ・ 現指定管理者は次点者か。
- ⇒ 一部構成企業は入っているが、そのとおりではない。
- ・ 現指定管理者が次の指定管理に手を上げなかった理由は何か。
- ⇒ 引き続き指定管理に手を上げるか否かは、現指定管理者を構成する5社の中で相談されたと聞いているが、各社とも足並みが揃わず引き続きという形は取れなかったと聞いている。
- ・ これまで行政として施設の必要性を説明してきたが、この施設に対する市民の意識はどうなっているか。施設ができて良かったという風な声は聞こえるか。また担当部として、この施設への評価をどのように考えているか。
- ⇒ 施設と市民の方との間に距離があるという意見を聞いており、課題として捉えている。現に、市民サポーターも目標には至っていない。改めて、令和6年度については現指定期間の最終年度としてきっちり仕上げをしていきたい。令和7年度以降についても、文化財団に下地がないわけではないが、何が良いのか共に検討していきたい。
- ・ 市は、この施設にどの程度関わってきたのか。思いを実現するため施設を造り、その必要性を説明してきた。その結果をどのように考えているか。
- ⇒ 議会等からもさまざまな意見をいただいたところであり、そもそもの計画や考え方に立ち返って現指定管理者と話し合いを進めてきた。次の指定管理者とも、再度原点に立ち返って事業計画を組む方向で考えている。令和6年度に関しては、現指定管理者に後1年頑張ってもらって必要があり、市としても熱意を持って走り切れるよう最後まで後押ししていきたい。また、円滑な引き継ぎが大切になってくるため、その点にも力を入れていきたい。
- ・ 現指定期間を振り返り、審議会からもさまざまな意見を頂戴しているようだが一旦紹介いただけないか。
- ⇒ 先般、文化芸術振興会議にセンターの評価を依頼したところ、年間入場者数の目標達成や収支状況の改善については評価された一方で、企画展の入場者数や市民サポーター活動、アウトリーチ活動、地域と連携した取組などは改善の余地ありとの指摘をいただいた。こうした課題も踏まえ、振興会議のメンバーの1人に指定管理者選定委員会の委員として入っていただき、審査いただいた。選定された文化財団は、地域のことを十分理解しており、地域内の団体や機関と連携してきた経験もあるため、課題の改善が期待できると考えている。
- ・ 市内を熟知している点が文化財団の評価ポイントになっているが、当初、文化芸術センターは全国から人を呼び込むことをうたい取り組みを進めてきた中で、視野が狭まっているように感じる。文化財団からは誘客に加え、施設だけでなく庭園管理についても提案があったものと思うが、内容を少し紹介いただけないか。
- ⇒ 庭園管理は協力企業である宝塚山本ガーデンクリエイティブが担うこととされているが、庭園管理に必要な公園管理運営士の資格を財団の中で取得する動きもあり、庭

園管理への意気込みを感じたところである。賑わいの創出については、アートに特化したというよりも、子どもがわくわくする企画という提案があった。子どもを中心とした企画展やワークショップを開催することで、家族連れでお越しいただく仕組みを作る。それらを市内外に周知することで、市民サポーターのさらなる充実を図り、それこそが来場者増に繋がるという考え方が盛り込まれていた。

- ・ 先日、文化芸術センターの2階で市内の幼・小・中・特別支援学校の子どもの作品を展示する「TAKARA っ子造形作品展」が開催され、親子三世代での来場者など、家族連れで賑わっていた。作品自体も皮の工芸やガラスなど、わくわくするものが非常に多い印象を受けた。こうしたことが地域と繋がるきっかけになるように感じるとともに、その辺りのコントロールは文化財団が長けていると思う。元々、この施設を造った際には金沢 21 世紀美術館を参考に、まずは地域の学校に通う子どもたちやその家族に来場いただき、そこから周囲に魅力を広めていくことを考えていたように思う。もう一度原点に立ち返り、こうした取組を生かして行ってほしい。
- ⇒ 造形作品展は、今回から業務の仕様に盛り込み、必ず文化芸術センターで開催することとした。今後も市民の方に来場いただく機会の醸成に努めていきたい。
- ・ 本市の政策アドバイザーである平田オリザ氏に文化芸術センターをご覧いただき、どうすれば、より市民の皆さんにお越しいただける施設になるかを尋ねた際に、親子で参加できるワークショップをたくさん実施すべきとご意見をいただいた。そうすることで、親子で楽しめる施設、気軽に訪れることができる施設として認識いただけるようになる。文化財団の提案はその方向性に近いように思う。
- ⇒ これまで夜の賑わいを中々作ることができていなかったが、例えば開館時間を延長することで夜間展示を行うなど、幅広く施設を活用いただければと思う。

14 公の施設（宝塚市立温泉利用施設）の指定管理者の指定について

【提 案】 産業文化部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 指定管理者の募集要項は、2年前の募集時と大筋同じものか。大規模修繕等に関する条件を明文化した上で募集したのか、それとも前回とほぼ同じ内容なのか説明してほしい。
- ⇒ 前回と大筋変わらない形で募集した。ただし、大規模修繕等のリスク分担については各方面と調整しながら進める必要があり、弁護士とも相談している。協定についても今後、相手方と協議のうえ締結を進める必要がある。
- ・ 募集要項には明文化していないが、今後、協定を締結する際に協議のうえ、確認するということか。
- ⇒ そうである。
- ・ この施設は温泉利用施設であるが、地下にスポーツジムも併設している。スポーツ

ジムも選定の際の審査対象か。

⇒ 浴場業が主にはなるが、他のエリアは自主事業として活用いただいております、審査の対象となる。スポーツジムのほか、自主事業の一環で、館内で軽食を提供する新たな提案もいただいたところである。

- ・ ジムについて、故障のため使用できない機材が増え、サービスが低下してきているという声や、人員を削減の影響か、掃除が中々行き届いていないことがあるという声を利用者から聴くことがあり、それらが本市の温泉施設のイメージダウンにならないか懸念している。運営面でも改善があればと思う。

⇒ 多方面で事業を運営している事業者であるため、他所から代替機器を手配できないかと依頼しているほか、衛生面に関しては、実際に従事される方が減っており、掃除のレベルも人によってばらつきがある中で、高いレベルを維持できるよう指導しているところである。

- ・ あり方方針に掲げる第1優先取組の実現に向けて、再度、指定管理期間を2年間延長するということが、2年の根拠は。

⇒ あり方方針通りにいくにしても、譲渡にするにしても、前半の1年で一定の方向性を定め、残りの1年で実務をしていく意味合いで2年とさせていただいている。

- ・ この2年間はコロナ禍等の影響で決められず、再度、第1優先取組の実現に向けて指定期間を延長しようとしているが、次の2年で何をするかを決めたうえでなければ延長の意味がないのではないかと。

⇒ まずは各事業者へのサウンディングでご意見等をいただきながら、第1優先取組を進める上での可能性を探る。場合によっては、あり方方針についての意見をいただく場面も出てくるかと思う。それに従い、皆様の意見もいただきながら検討を進める。

- ・ 第1優先取組が駄目だった場合に、市として二の矢、三の矢をいつ放つのか、それ以外にも大きな経費が必要になることも含めて、次の2年で市としてこの施設をどうしていくかを打ち出していかなければならない。

⇒ 下地を作ろうとしているところであり、1日も早く方向性を見出せるよう進めていきたい。この2年間でできていないことも事実であるため、夏までには意見をまとめていきたいと考えている。

15 宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 消防本部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

16 宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 事業費が増えることはないか。

⇒ 大きな影響はない。

- ・ 保護者への説明は終わっているか。

⇒ 対象者には説明済であり、ご納得もいただけていると認識している。

17 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 市奨学生選考委員会を廃止することだが、基金は残し続けるのか。

⇒ 奨学基金には6,000万円程度残っている。これについては大学に行く際の奨学金に使ってほしいという寄附者の希望があり残しているものだが、国や県の制度が充実してきた中で、寄附者の意向を再確認しながら、あり方を検討していきたい。

- ・ 市民福祉金の代替で奨学基金に積み立てていたものがあつたように思うが、その取扱いはどうなるのか。

⇒ 市民福祉金の廃止に伴い創設された、ひとり親家庭に対する支援制度として入学時に20万円を給付する奨学給付金制度がある。これは暫くの間、継続予定である。

- ・ それは奨学基金に積み立てていたものか。

⇒ 子ども未来基金で一時的に預かっていた市民福祉金の代替金のうち相当額を、奨学基金に移して予算執行している。

18 宝塚市広報基本戦略（案）について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし